3．⑴登録番号　関東財務局長（金商）第1580号
　⑵登録番号　関東財務局長（金商）第1599号
4．行政処分の年月日　平成22年６月３日
5．行政処分の内容
　金融商品取引業の業務のうち新規ファンドの設定に係る業務を平成22年６月３日から平成22年７月２日まで停止すること。
平成 22 年６月 16 日
関東財務局長　厚木　　進

公示送達

福岡県北九州市若松区片山１丁目３番117号プライムガーデンⅢ201号
溝上　憲好
上記の者に送達すべき平成21年度第15号に関する決定書の謄本は、福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目11番１号福岡労働局内福岡労働者災害補償保険審査官玉見英雄が保管し、いつでも審査請求人に交付するから、その受領方を申し出られたい。
労働保険審査官及び労働保険審査会法第20条第２項及び第３項の規定により公示する。
平成 22 年６月 16 日
福岡労働者災害補償保険審査官
玉見　英雄
（備考）決定の主文及び年月日
1　決定主文　「本件審査請求を棄却する。」
2　決定年月日　平成22年３月４日

個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示

下記の団体について、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第２条第１項第１号の６に規定する団体の指定を平成22年６月３日に行ったので、社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号）第１条の４の規定に基づき、公示する。
平成 22 年６月 16 日
厚生労働大臣　長妻　　昭
記
団体の名称　北海道社会保険労務士会
住所　札幌市中央区南四条西十一丁目1293番13　サニー南四条ビル
団体の名称　山口県社会保険労務士会
住所　山口県山口市中央四丁目５番16号　山口県商工会館

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年６月 16 日
北海道開発局長　関　　克己
1　処分をした年月日　平成22年６月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社システムトライ　千徳　真美　北海道札幌市中央区大通西14丁目１番地13　国土交通大臣許可（般―20）第22638号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成22年５月26日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。
平成２２年（家）第１４６２号
岡山市北区富田町２丁目４番16号
申立人　山崎　博幸
本籍広島県呉市豊町沖友1012番地、最後の住所岡山市南区新保951番地10、死亡の場所岡山市北区、死亡年月日平成22年１月28日、出生の場所広島県豊田郡久友村、出生年月日昭和18年10月９日、職業会社役員
被相続人　亡　藤下　武文
事務所岡山市北区富田町２丁目４番16号
相続財産管理人　弁護士　原田　　隆
岡山家庭裁判所
平成２２年（家）第８０号
福岡市中央区天神４丁目４番20号
申立人　株式会社しんわ
本籍香川県仲多度郡琴平町上**櫛**梨1132番地１、最後の住所香川県仲多度郡琴平町上**櫛**梨473番地１、死亡の場所香川県仲多度郡琴平町、死亡年月日平成21年６月４日、出生の場所香川県仲多度郡琴平町、出生年月日昭和45年１月18日、職業自営業
被相続人　亡　玉尾　　隆
事務所高松市寿町１丁目２番５号　井門高松ビル５階　松本修二法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松本　龍太
高松家庭裁判所丸亀支部
平成２２年（家）第５５号
福岡県直方市殿町７番１号
申立人　直方市
本籍福岡県直方市溝堀３丁目２番、最後の住所福岡県直方市溝堀３丁目２番61号、死亡の場所福岡県北九州市八幡西区、死亡年月日平成20年２月９日、出生の場所福岡県遠賀郡水巻町、出生年月日昭和31年３月31日、職業自営業
被相続人　亡　光永　昌利
福岡県直方市新町３丁目３番42号　吉村拓法律事務所
相続財産管理人　吉村　　拓
福岡家庭裁判所直方支部
平成２２年（家）第８０１６号
佐賀市白山２丁目３番16号
申立人　佐銀信用保証株式会社
本籍福岡県福岡市東区和白３丁目1520番地３、最後の住所東京都江戸川区東篠崎２丁目３番１―210号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日平成21年７月９日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和37年５月25日、職業会社員
被相続人　亡　古舘　剛正
佐賀県佐賀市兵庫南１丁目20番42号
相続財産管理人　副島　　智
佐賀家庭裁判所

失踪に関する届出の催告

次の申立人から今次戦争による生死不明者に対し未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の申立てがあったので、生死不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、戦時死亡宣告を受けることになります。また、生死不明者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２２年（家）第８５号
高知市丸ノ内１丁目２番20号
申立人　高知県知事　尾﨑　正直
本籍高知県長岡郡本山町北山甲518番地、最後の所在朝鮮民主主義人民共和国黄海北道鳳山郡清渓里道慢性病院
今次戦争による生死不明者　横山　松子
大正８年４月８日生
公示催告期間満了日　平成23年１月４日
高知家庭裁判所

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。
平成２２年（へ）第１号
東京都文京区本郷２丁目27番20号
申立人　株式会社根本杏林堂
代表者代表取締役　根本　　茂
権利を争う旨の申述の終期　平成22年５月24日
平成22年５月26日　　秋田簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＡ38676
金額　605,218円
支払期日　平成22年２月10日
支払地　秋田市
支払場所　株式会社北都銀行秋田西支店
振出日　平成21年11月10日
振出地　秋田市
振出人　有限会社大沢商事　代表取締役　大澤　光二
受取人　申立人
最終所持人　申立人
平成２２年（へ）第１号
山形県南陽市蒲生田1388番地の１
申立人　株式会社髙橋木工所
代表者代表取締役　髙橋　眞己
権利を争う旨の申述の終期　平成22年５月27日
平成22年５月28日　　米沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＡ000034121
金額　480,000円
支払期日　平成22年４月25日
支払地　山形県米沢市
支払場所　株式会社山形銀行米沢支店
振出日　平成21年12月25日
振出地　山形県米沢市
振出人　株式会社後藤組　代表取締役　後藤　茂之
受取人　申立人
最終所持人　申立人